

10 その他の施設

(1) 日置市日吉管理棟

(単位：円)

使用区分			摘要
シャワー室	児童・生徒	1回につき50	更衣室のみの使用は、無料とする。
	上記以外の者	1回につき110	

(2) 日置市日吉研修棟

(単位：円)

使用区分		個室	大広間	摘要
研修に使用する 場合	児童・生徒(成人の指導者又は保護者を含む。)、65歳以上の者、身体障害者及び母子寡婦	—	1時間につき110	1 原則として、5人以上の団体から使用できるものとする。
	上記以外の者	—	1時間につき150	2 児童・生徒が使用する場合は、成人の指導者又は保護者同伴とする。
	冷暖房料	—	1時間につき110	3 宿泊する場合の使用料には、冷暖房料を含む。
宿泊する場合	児童・生徒(成人の指導者又は保護者を含む。)、65歳以上の者、身体障害者及び母子寡婦	1泊1人につき420	1泊1人につき310	
	上記以外の者	1泊1人につき520	1泊1人につき420	

備考

- 小学生未満の未就学児の使用料(ロッカー使用料を除く。)は、無料とする。
- 専用使用とは、施設等を大会、講習会、試合等で独占使用することをいう。ただし、トレーニング室及び附属設備を除く。
- 一部使用とは、専用使用以外の使用をいう。
- 児童・生徒とは、小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数がある場合において、当該端数が、30分以下であるときはこれを30分とし、30分を超え1時間未満であるときはこれを1時間とする。この場合において、当該使用時間の端数を30分としたときの使用料は、この表及び備考1から備考4までにより算定した額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)とする。
- 使用時間の延長は、30分単位でできるものとし、使用料は、備考5の例により算定するものとする。
- 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 使用者が入場料を徴収する場合の項がない体育施設において、使用者が入場料を徴収する場合

(これに準ずる場合を含む。以下同じ。)の使用料は、当該体育施設の使用区分ごとにそれぞれ使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

9 備考8において規定するこれに準ずる場合とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 会費を徴収して入場させる場合
- (2) 会員制度により会員を招待して入場させる場合
- (3) 商品等の売上高により招待券(名目のいかんにかかわらず、これに類するものを含む。)を発行して入場させる場合
- (4) 入場整理料等の名目で料金を徴収する場合

10 使用者が日置市に住所を有する者でない場合の使用料は、この表及び備考1から9までにより算定した額に、100分の150を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、プール使用料を除く。

11 使用者が入場料を徴収する場合は、この表及び備考1から10までにより算定した額に、入場料総収入の100分の10を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を当該使用料に加算して徴収する。

12 既設の電気設備以外の電気設備を使用する場合は、この表及び備考1から11までにより算定した額に、電気料金に相当する額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を加算して徴収する。